

みまもり通信 その58 <平成26年2月号>

**強引な新聞勧誘を受け、
購読契約をしてしまった。解約したい。**



「新聞社の懸賞に当選したと品物を持参され、玄関に入れたら強引な勧誘にあった」、「契約がとれなければクビになる」と土下座された」、「担当者が、購読料は自分が払うと言うので契約をしたが、払ってくれない」、「景品を玄関に置き、脅すような態度に怖くない契約をしてしまった」、「新聞を読まない認知症の母が契約をしてしまい、何も覚えていない」、「4年後からの契約をさせられた」...

訪問販売での新聞勧誘に関する相談が多く入っています。クーリング・オフができる場合もありますので、トラブルの相談は早めに

札幌市消費者センター(728-2121)へご相談ください